

## **[事案 2024-358] 損害賠償請求**

・令和7年8月29日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成26年9月に募集代理店を通じて契約した変額個人年金保険について、契約時に募集人から、国債よりも本契約の方が良いという偽った説明をされ、国債の資金を本契約の一時払保険料にしたが、本契約の解約返戻金は一時払保険料を下回るものであったことから、一時払保険料およびそれに対する10年国債と同等の利率で計算した利息から解約返戻金を控除した金額を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

契約時、募集人は申立人に対し、商品パンフレット、設計書、契約締結前交付書面によって、商品内容、リスク等の説明を十分に行っており、募集人は本契約が国債よりも良いという説明をしていないため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。